

原子炉施設保安規定変更申請に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について

原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)の変更申請に関する核物質防護規定(以下、「PP規定」)及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

1 申請の概要

本変更申請の概要は以下の通りである。

- ① KUR及びKUCAの現行の長期施設管理方針対象期間が2023年11月30日までとなっており、次期長期施設管理方針対象期間の開始日である2023年12月1日までに次期長期施設管理方針を策定し始期及び期間を追記する。
- ② 「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」の改正に伴う法令報告に関する記載の変更に対応するために記載を変更する。
- ③ 別図2、9、10に第2研究棟の追加と不要な建物の削除等の修正を行う。
- ④ 記載の適正化を行う。

2 PP規定、保障措置への影響

- PP規定：影響なし

(理由)

今回の申請に伴う核物質防護設備の改造等や核物質防護措置に関する運用の変更はないため、PP規定への影響はない。

なお、別図で追加/削除する建物については、PP規定への取り入れについて核セキュリティ部門と調整済みである。

- 保障措置：影響なし

(理由)

今回の申請に伴う原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更承認及び計量管理規定記載の設計情報質問表の重大な変更はないこと、計量管理規定記載の封印の管理に支障が生じないこと、及び査察の実施に支障が生じないことから、保障措置への影響はない。

なお、別図で追加/削除する建物については、保障措置対象施設ではないために設計情報質問表の重大な変更には該当せず、かつ、サイト内建物報告書にて既に保障措置室を通じてIAEAに報告済みである。

(以上)